

## 津幡町町長交際費支出基準及び公開に関する要綱(平成20年3月24日津幡町告示第34号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政の円滑な執行を図るため町長が町を代表し外部の個人又は団体との交際のために支出する経費(以下「町長交際費」という。)について、その支出基準及び公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 町長交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 町政の伸展に功績があったもの
- (3) 事故、災害等にあったもの
- (4) その他町長が特に必要と認めるもの

(支出基準)

第3条 町長交際費は前条に掲げるものとの交際において支出することができるものとし、その基準額は次のとおりとする。

支出区分	支出内容	基準額
1 懇談会費	民間の有識者や各種団体等との意見交換や情報収集を目的として開催される会合などの飲食に要する経費	参加者1人につき10,000円を限度
2 会費	各種団体等(一の民間企業である場合を除く。ただし、当該民間企業が町政運営に大きく貢献していると認められる場合は含む。)が行う懇親会費に出席する場合(代理として町長が指名した者が出席する場合を含む。)の実費相当額	金額が案内文書等に明記されている場合はその額とし、明記されていない場合は10,000円を限度
3 祝金・祝品・記念品	各種総会、大会、記念式典、行事、受賞(章)祝賀会等に対する祝金・祝品・記念品	1件につき10,000円を限度。ただし、会費を徴する場合は贈呈しない。
4 見舞	町政関係者(現職に限る。)の病気、事故、災害等に対する見舞金品及び災害義援金	別表第1に定める基準による額
5 香典	葬儀等における香典、生花に係る経費	別表第2に定める基準による額
6 贈答品	来客や訪問先等への贈答品(町政運営上必要と認められる場合に限る。)	1件につき10,000円を限度
7 激励金	町からの助成又は補助がなく、町を代表し優秀な成果により功績のあった個人、団体等の激励に係る経費	1件につき10,000円を限度
8 協賛金	町からの助成又は補助がなく、活動の趣旨から公益性が特に認められるものに係る経費	1件につき10,000円を限度

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により前項の基準額により難しい場合は、社会通念上必要と認められる額を支出することができる。

(公開する内容)

第4条 町長交際費の公開は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 支出区分

(2) 件数

(3) 支出金額

(公開の時期)

第5条 町長交際費の公開は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに行うものとする。

(公開の方法)

第6条 町長交際費の公開は、その内容を総務部総務課において閲覧に供するとともに、町のホームページに掲載する。

(見直し)

第7条 この要綱は、交際費の支出内容及び支出金額が町民感覚に合致したものとなるよう、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月26日津幡町告示第57号)

この要綱は、公表の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

## 見舞の支出基準

対象者	見舞金	適用
地元選出国會議員、県議會議員、県内外関係自治体の長、町議會議員	10,000円	
区長、議会の議決を得て選任される行政委員、公民館長	5,000円	

備考 議会の議決を得て選任される行政委員とは、教育委員会委員、監査委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、河合谷財産区管理委員、人権擁護委員をいう。

別表第2（第2条関係）

## 香典の支出基準

対象者		香典	生花	適用
津幡町名誉町民	本人	別に定める額	別に定める額	
	配偶者	別に定める額	別に定める額	
津幡町表彰受賞者	本人	10,000円	1花	自治功労表彰、文化功労表彰、本町在住のスポーツ賞の受賞者
津幡町議會議員	現職	本人	1対	
		配偶者・父母	1花	
	元職	本人		
区長、行政委員、公民館長、人権擁護委員、消防団員	現職	本人	1花	
		配偶者・父母	—	関係行政機関より選出された行政委員を除く。
民生児童委員、保護司、行政相談員その他委員会等の委員	現職	本人	—	
地元選出国會議員、県議會議員	現職	本人	別に定める額	別に定める額
		配偶者・父母	10,000円	—
	元職	本人	別に定める額	別に定める額
近隣市町の長	現職	本人	別に定める額	別に定める額
		配偶者・父母	20,000円	—
	元職	本人	別に定める額	別に定める額
近隣市町の副市長、副町長	現職	本人	別に定める額	別に定める額
		配偶者・父母	10,000円	—

近隣市町の議員	現職	本人	10,000円	—	
県内外関係自治体の長	現職	本人	10,000円	—	
		配偶者・父母	10,000円	—	
	元職	本人	10,000円	—	
町内官公庁の長	現職	本人	別に定める額	別に定める額	
	元職	本人	10,000円	—	本町在住者に限る。
石川県職員	現職	本人	10,000円	—	本町在住の課長相当職以上の者に限る。
		配偶者・父母	10,000円	—	
津幡町長	元職	本人	別に定める額	別に定める額	
津幡町副町長、助役、収入役、教育長	元職	本人	別に定める額	別に定める額	
津幡町職員	元職	本人	10,000円	1花	課長相当職以上の者に限る。
その他町長が特に必要と認める者			社会通念上妥当と認められる額		

備考

- 1 行政委員とは、津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年津幡町条例第8号）別表にその設置が規定されている委員のうち、議会議員の中から選任された監査委員並びに町長以外の者が委嘱する社会教育委員、青少年問題協議会委員、生涯学習センター運営委員会委員、公民館長、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員、文化財保護審議会委員、選挙長、開票管理者、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の立会人、期日前投票所の立会人、開票立会人及び選挙立会人を除く委員をいう。
- 2 その他委員会等の委員とは、前項以外の町長が委嘱する委員会等の委員をいう。
- 3 配偶者・父母とは、原則として対象者と同居している者をいう。